

区画整理 進捗状況

平成30年3月末現在

道路築造率:	84.5%
家屋移転率:	88.3%
使用収益開始率:	65.4%
保留地分譲率:	48.7%

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

区画整理Q&A

Q. 土地区画整理事業の施行地区内に家や塀を新築する場合、届出は必要ですか。

A. 施行地区内において土地の形質の変更や建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築などを行う場合は、『土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書』(76条申請)の届出をしていただき、許可を受ける必要があります。

家の建築のほかに、塀やフェンスなどの工作物を設置する場合にも事前に届出が必要です。届出のないまま着工されますと、道路工事などで支障となった場合の解体、撤去、再築費用などは所有者の負担になってしまいますので、着工前に届出をしていただくようお願いします。

申請は無料です。また、届出をされてから許可が下りるまでに7日～10日程かかります。

桜井現地事務所の 開設時間を変更しました



毎週月曜日(祝日、年末年始は除く)は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談などがありましたら、お気軽にお越しください。

(担当職員は当番制となります。)

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時: 毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)
午後1時～午後3時

所在地: 安城市桜井町貝戸尻28番地
電話: (0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

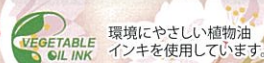
安城市役所都市整備部 区画整理課
TEL (0566) 76-1111 (代表)
TEL (0566) 71-2261 (直通)



幸せつながる健康都市

安城

不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



桜井 区画整理ニュース

vol.44
2018年4月



平成8年撮影



平成28年撮影

安城市はかつて「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業を発展させ、近年では自動車関連企業の進出に伴い農工商のバランスのとれたまちとなっています。

桜井は市の南東部に位置し、豊かな田園風景や史跡を残しながら利便性にも優れ、「安城の南玄関」と呼ばれ親しまれてきました。

区画整理により整備が進んできた桜井は若い世帯が多く、地域が一体となって子育てを支援する体制が整い、防災防犯の取り組みに力を入れた住みやすいまちとして注目されています。

あこがれタウン
さくらい
21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

平成29年度 主な工事箇所

※将来の設計図ですので、まだ道路や造成などの出来ていない箇所があります。

桜井町北新田付近

区画道路が整備され、歩道付きの広い道路になりました。



桜井町蓮台・森田付近

区画道路を整備中です。



おうせい 桜西公園の整備方針が決まりました

平成29年8月から全4回にわたり桜西公園の整備方針を決めるためのワークショップが行われました。公園に必要な施設や、配置、デザインなどについて話し合いを行い、公園の整備方針がまとまりました。

広場は、幼児から小学生中学年までの多目的な利用ができるような広さを確保し、遊具は幼児を対象とした、市内の公園で設置されていないものが選定されました。

地域の方々に親しみをもって利用していただける公園となるように、完成式典では植樹祭を予定しています。



桜井町稲荷東付近

西徳用水緑道が整備されました。



桜西公園(面積:0.18ha)

平成31年3月に完成予定です。

(完成イメージ図)



小川町金政付近

特殊道路(歩行者専用道路)が舗装されました。



※工事箇所周辺の皆様には、工事期間中ご理解ご協力をいただきありがとうございました。

